

| 会 長 | 会長代理 | 事務局長 | 係 長 | 主 査 | 係 員 |
|-----|------|------|-----|-----|-----|
| | | | | | |

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月2日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (17人)

農業委員 (7名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 岩永 八大

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

農地利用最適化推進委員 (10名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (農業委員1名)

水田 武次郎

(推進委員1名)

内田 秀敏

4. 議事日程

- 議案第29号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（あっせん）
議案第33号 農地の買受適格証明願（耕作目的）審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

| 発言者 | 内容 |
|------|---|
| 議長 | <p>おはようございます。ただ今から第8回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、6番の堤委員と1番の澤山委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第29号3件、議案第30号6件、議案第31号12件、議案第32号1件、議案第33号1件となっています。</p> <p>それでは議案第29号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>それでは議案第29号1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 議案説明 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員から調査報告をお願いします。 |
| 福江委員 | これは、内田推進委員さんから賃貸人の方に連絡を取ってもらい確認をしてもらいました。賃借人のお父さんが亡くなられてからは荒れた状態になっていたという事で、大浦ダムの上になります。賃借人のお父さんが耕 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>作をやめられてからは、周りで作られていた田んぼなども全部荒れてしまっています。手続きを忘れていたので、よろしくお願いしますとの事です。</p> <p>事務局から補足です。今、福江委員がおっしゃられたように賃貸人のお父さんと賃借人の旦那さんが契約を結んでいらっしゃったんですけど、平成13年に賃借人の旦那さんが亡くなられた時に、口頭で作れないから返しますと伝えたことで、3条が解約されたと思っていたという事でした。賃借権の3条だったので、台帳上は年次更新でずっと続いていくという事で、賃借人は、〇〇の施設の方に入られていますので、事務局から郵送と電話といたしまして、そういう手続きが必要だったんですね、すみませんでしたとおっしゃられていました。</p> |
| 議長 | <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第29号2番と議案第30号農地法第3条の規定による許可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので調査された、岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 岩永委員 | 今日出ている池田推進委員さんと担当した案件については、池田推進委員さんに調査をお願いしたので、お願いします。 |
| 池田推進委員 | 賃貸人が7月6日の水害で家をやられて、みかんも黒点で一切、出荷ができなかったと。そしたら、家の修理代とかにも費用が必要だったので、買ってもらえないかと、だけどその前に借借人との契約が切れてなかったので解約して返してもらって、譲受人に買ってもらえないかという話を持って行ったそうです。 |
| 川崎委員 | すみません。ここは何を作られますか。 |
| 事務局 | 譲渡人・譲受人にここは転用できないですよとお伝えしたうえで、何を作るか確認しましたが、みかんを作るとのことでした。 |
| 議長 | それでは議案第29号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして議案第30号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして議案第29号3番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 議案説明 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。 |
| 岩永委員 | これは、借借人のお父さんが昨年亡くなられて、今までと違って手が回らなくなったという事で、あと4年ほど期間は残っていたという事ですが、そういう事情で、きちんと賃貸人とも話をしていますとの事でした。 |

| | |
|--------|---|
| | <p>解約後も次の借り手の方が決まっているようなお話でした。</p> |
| 木村推進委員 | <p>日曜日に現地が分からなかったので、次の議案の件で辻委員といたので辻委員に案内してもらって現地を確認しました。現地は1回耕してあって田んぼはきれいにしてありました。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第29号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして議案第30号農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の2番と3番について、譲受人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、意義ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明 なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 築推進委員 | <p>報告をいたします。1月28日の午後、秀島会長と代理人の〇〇行政書士と現地で確認をしました。譲受人は、現地の下にある〇〇を経営しておられて、そこで売る野菜などを作るとの事で、相談されたそうです。譲渡</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>議長</p> | <p>人には31日の日曜日にご自宅に行って確認を取りました。間違いありませんという事です。3年程度前まではミカン畑だったんですけど、今は竹が少し生えた状態です。お父さんがずっとされてましたが、だいぶ高齢になられて荒れ地の状態で今回のお話に合意しましたとの事です。</p> <p>今、築さんから報告を受けたように、お花か野菜、野菜が主体になると思いますが、その下の直売店にそれを出すということで頑張っていきたいということでございます。単価も10a当たり〇〇円ということですが、現地は山のように竹があるので、高いように思ったんですが、お尋ねしたら近くですので譲受人が絶対押さえないということで、この単価になったそうです。以上です。次の議案の報告もお願いします。</p> |
| <p>築推進委員</p> | <p>ここも1月28日に〇〇行政書士と秀島会長と確認しました。町道が拡張になって、畑が分断されたということでもう何も作ってない状態で、梅檀が生えている状態です。そこは、譲受人が花畑などにしたいという計画でございます。譲渡人にはその日の午後にお話を聞かせていただきました。以上であります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>続いて、私のほうからという事ですが、今、築推進委員さんが言われたとおりでございますので。</p> <p>それでは議案第30号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |
| <p>中島推進委員</p> | <p>2番3番合わせて聞いてもいいでしょうか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい。どうぞ。</p> |
| <p>中島推進委員</p> | <p>この下のところも、雑種地の部分も譲受人の土地ですよね。最終的にはそこと繋げて農地にされる予定ですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>雑種地については、駐車場に変わる予定です。今回買われるところが、駐車場とは段がついていて、一体的には使えないかなと思います。行政書士に確認したところ、道路やお店の上から見えるという事で、国道側に景観のために桜を植えているのに、上を見て草が生い茂っていたり竹藪だったりすると見映えが悪いということで整備したいというのもあって。ただし、転用はできませんよという事は伝えていきます。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議長 | <p>それでは議案第30号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして議案第30号4番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 築推進委員 | <p>これも1月の28日に秀島会長と譲受人と現地で確認してもらいました。ここはみかん畑なんですけど、みかんの木も切り替えたりして5年生くらいの苗なんですけど、譲渡人は譲受人の親戚で〇〇地区のこともよく知っておられる方で、電話でそのとおり、任せておりますという事でした。</p> |
| 議長 | <p>私のほうから説明をさせていただきます。ここは、築さんと譲受人と確認させていただきましたが、譲受人は建設会社を福岡の方でされていますけど、先に農業に従事するという事でこの前から〇〇さんの水田とか〇〇のみかん畑などを購入されて今後農業に携わって頑張っていきたいということで、よろしくをお願いしますという事でございました。</p> <p>それでは議案第30号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| | |
|--------|--|
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして議案第30号5番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明 なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 岩永委員 | <p>これは蕪竹さんと2人で譲受人の家に行ってお話をしたんですが、贈与という事ですが、もう本人も分からない50年以上前くらいに親同士が話をしていて、ずっと譲受人が継続して作っていたんですが、名義を変えていなかったということです。</p> |
| 蕪竹推進委員 | <p>今、岩永委員さんが言われた説明で間違いないです。現地は上の方がかぼちゃを作っておられます。そして、下の方がハウスです。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第30号5番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、5番は原案どおり認められました。 続きまして議案第30号6番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明 なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員から調査</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>福江委員</p> | <p>報告をお願いします。</p> <p>1月29日の朝、借入人の担当の方と会いました。ここは、ずっと前から作っておられました。きれいにみかんや野菜とかを。前の担当の方の時は内々で決めて作ってあったんですが、今からはびしっと契約して、反当〇〇円を支払うようにしましたという事で、今後も荒れないようにつくっていきますのでよろしくをお願いしますとの事でした。</p> |
| <p>議長</p> | <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第30号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続いて、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による貸借権設定及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の1番と2番は貸し手が同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案説明</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局の説明が終わりましたので調査された、築推進委員から調査報告をお願いします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>築推進委員</p> | <p>これも1月28日に秀島会長と1番と2番の借り手の方と4名で現地を確認いたしました。1番の貸し手の方は借り手の方と遠い親戚にあたりまして、昔は梅林だったんですが、その後借り手の方が玉ねぎ畑をされているところですよ。貸し手の方には自宅訪問をして確認をしました。自分の所で耕作する人がいないということで、遠縁の借り手の方をお願いしているとの事です。</p> <p>2番の方の借り手とは貸し手の方といとこ同士になられて、貸し手の方が耕作できないという事で借り手の方がずっと耕作をされています。みかんを作っておられて4年生苗くらいですかね、一生懸命されています。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、私のほうから報告をさせていただきます。今、築さんが言われたとおり1月28日に4名で現地を確認させていただきました。1番の方はですね、玉ねぎという事で、それは立派に栽培されておられました。2番のみかん畑も4年生という事で頑張っているということですのでよろしくお祈りしますとの事でした。</p> <p>それでは議案第31号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして議案第31号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、2番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の3番及び4番は貸し手が同一に関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|--------|---|
| 事務局 | <p>議案説明</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 辻委員 | <p>事務局の方から説明があったとおりですけれども、資料31頁から34頁までで2議案ということになります。貸し手さんが一緒という事ですが、お仕事の都合で立会ができないという事でありましたので、資料に準じた電話での確認、字なり地番、賃借料、契約期間など確認をさせていただきました。問題ないという事で、その通りですという事です。借り手の方については1月24日の14時榊原推進委員さんをご同行いただきました。非常に山手に入ったところで、作付けもしづらいところではあるわけですが、資料のとおり3,432㎡の面積うち1,000㎡を既に耕してありました。かぼちゃを作付けされるという事でありました。賃借料については、管理をしていただければ無償でいいという事で双方納得をされております。</p> <p>33頁4番の借り手の方の3筆については、同じ1月24日の13時半に榊原推進委員さんとですね、借り手さん立ち合いの中、現地を確認させていただきました。これについても貸し手さんについては電話で間違いのないという事で、先ほどと違うところは賃借料が総額〇〇円いただいているということで、契約期間も10年でお願いをしているという事でした。特に問題は無かったかなと思います。</p> |
| 榊原推進委員 | <p>辻委員のとおり、問題ありません。以上です。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第31号3番について、ご異議ご意見ございませんか</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第31号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議長 | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、4番は原案どおり認められました。 お諮りします。 次の5番、6番及び7番は借り手が同一に関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> |
| 議長 | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 岩永委員 | <p>これも、池田さんからの報告ということでご了承いただきたいと思えます。</p> |
| 池田推進委員 | <p>はい。お答えします。本件は、一番最初、7番の貸し手の方が草を払っている時に10メートルも払えないで座り込んでいる時に、借り手の方が、きついなら私がしましょうかという事から始まった話で、それならお願いしますという事でとんとん拍子に進んだみたいです。どの案件も、7番の貸し手の方が作っていた時の条件でそのままされているそうです。5番と6番の貸し手の方も7番の貸し手の方と遠い親戚関係との事で大丈夫との事です。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第31号5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、5番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第31号6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、6番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第31号7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、7番は原案どおり認められました。 続きまして議案第31号8番について、蕪竹推進委員はこの議案の関係人であるので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(蕪竹推進委員離席)</p> |
| 議長 | <p>それでは、8番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>水田委員より報告書をいただいておりますので、読み上げます。 貸し手の方は耳が遠いため借り手の方に一任しますとおっしゃられているそうです。1月30日に借り手の方と池田推進委員さんと現地確認をいたしました。最初に〇〇の梅畑を現地確認しましたところ、よく手入れされた梅畑でした。貸し手の方と借り手の方は親戚関係だそうです。10年くらい前に貸し手の旦那さんが病気で倒れられて1人では作れなくな</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>り、借り手の方に作ってもらえないか言ったところ、できる限りしてみるという事で借り手の方は引き受けたそうです。〇〇の梅畑も、すぐ上の道沿いの梅畑もよく手入れされていました。こちら〇〇の梅畑と一緒に10年前くらいから作っていると事です。推進委員になり農地法を勉強する中で、正式に使用貸借契約をしなければならないと思って今回の申請に至ったそうです。</p> |
| 池田推進委員 | <p>水田委員の報告書のとおりです。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第31号8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。 したがって、8番は、原案どおり認められました。</p> <p>(蕪竹推進委員着席)</p> |
| 議長 | <p>続きまして議案第31号9番について、木村推進委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(木村推進委員離席)</p> |
| 議長 | <p>それでは、9番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 岩永委員 | <p>この資料が届いてすぐに木村推進委員から連絡を受けておりました。</p> |

| | |
|--------|--|
| 池田推進委員 | <p>調査の方は池田推進委員にお願いしたところです。</p> <p>はい。この場所は道のすぐ横で場所的にはいいんですけど、もともとは借人のおじさんが牛の飼料作物を作っておられたところです。しかし、おじさんがやめられて荒れ地になって、このままではいけないと草を払ったりされていましたが、何も無いところを払うより、みかんを植えようと思ったそうです。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第31号9番について、ご異議ご意見ございませんか</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、9番は、原案どおり認められました。</p> <p>(木村推進委員着席)</p> |
| 議長 | <p>お諮りいたします。</p> <p>次の10番、11番及び12番は借り手が同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案説明</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 岩永委員 | <p>蕪竹委員と借り手の方と現地でお話を伺う事ができました。場所的には非常に良く、風も当たらないという事で、みかん畑はきれいに管理されて</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>蕪竹推進 委員</p> | <p>いました。</p> <p>私の方から特に補足はありませんが、賃借料に関しては貸し手の方は、荒れないように作っていただければそれで良いとのことでした。</p> |
| <p>議長</p> | <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第31号10番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、10番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第31号11番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、11番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第31号12番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、12番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（農業経営基盤強化法による所有権移転）について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案説明</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |

| | |
|--------|--|
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された、岩永農業委員及び池田推進委員から補足の説明はありませんか。 |
| 岩永委員 | 特にございません。 |
| 池田推進委員 | 私も特にございません。 |
| 議長 | 調査報告が終わりました。 それでは議案第32号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 したがって、1番は、原案どおり認められました。 続きまして、議案第33号、農地の買受適格証明願（耕作目的）審議について、別紙関係人より証明願を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、1番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 議案説明 |
| 議長 | 事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。 |
| 福江委員 | この方は〇〇市の方ですが、〇〇園の理事さんということで、何でここを欲しいのか聞いたところ、今は荒れている状態だが草を払い、みかんや果物、野菜を植えて子どもたちに収穫体験をさせたいと思っているという事です。 |
| 議長 | 調査報告が終わりました。 それでは議案第33号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 したがって、1番は原案どおり認められました。 |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。</p> |
|----|---|

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 2 月 2 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 堤 こずえ

議事録署名者 澤 山 直 人